

小規模事業者の経営力向上と販売促進を積極的に支援します！！

二 経済産業大臣が認定した「長岡商工会議所 経営発達支援計画」の概要 二

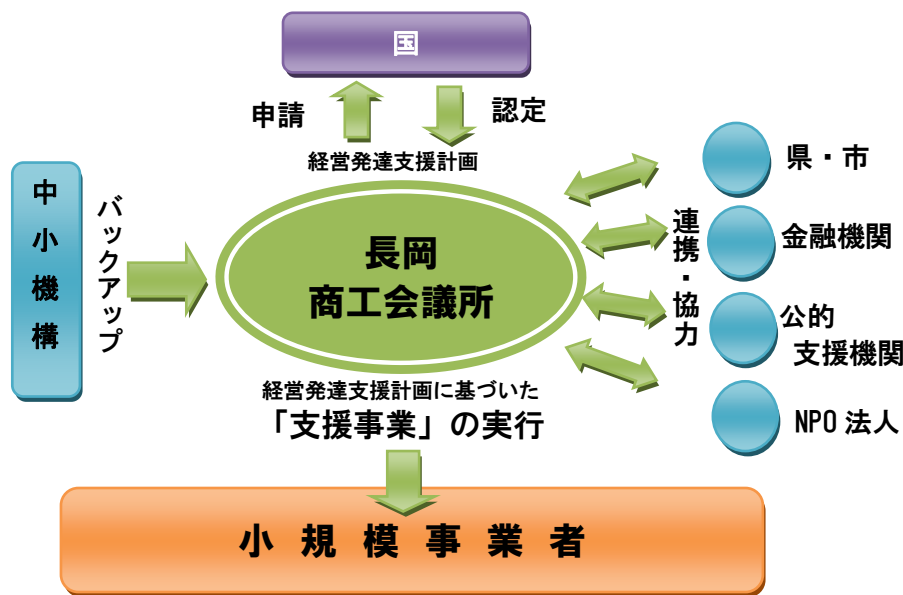
商工会議所・商工会が作成する『経営発達支援計画』を経済産業大臣が認定する制度が創設され、平成 27 年 7 月 15 日付で、長岡商工会議所の『経営発達支援計画』が認定されました。

本計画に基づき、平成 27 年度～平成 32 年度の 5 年間、小規模事業者が経営諸課題を解決していくため、需要動向や経済動向等、きめ細かく状況分析を行い、基幹産業である機械加工業の全国的な知名度向上を図ることで、取引機会の拡大に向けた取り組みを強化するとともに、小売・商業サービス業については、消費喚起につながる事業を積極的に展開することで、販売促進と地域経済の活性化にむけ取り組んでいきます。

経営発達支援計画とは？

- 平成 26 年 9 月に改正された「小規模支援法」において、商工会議所・商工会が小規模事業者支援の中核に位置づけられた。
- 商工会議所・商工会が小規模事業者に対して行う、伴走型の事業計画策定・実施支援（経営分析・市場調査・事業計画策定・販路開拓等）を行うための事業計画を「経営発達支援計画」と言い、経済産業大臣が、認定・公表・支援する制度を新設した。
- 長岡商工会議所は、小規模事業者の成長を重点的に支援していくために、これまで実施してきた各種事業を「経営発達支援計画」にとりまとめ、平成 27 年 7 月 15 日付で、経済産業大臣から認定を得ることができた。
- 平成 27 年度～平成 32 年度の 5 年間にわたり、国の支援を受けながら、長岡地域の発展にむけ、取り組んでいきます。

『小規模支援法』に基づく支援のイメージ図



計画の実施期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

【経営発達支援計画の目標】

地域商工業者数の約 75%を占める、小規模事業者の「経営力の向上と販売促進への支援」を強力に推進し、地域経済の競争力強化と活性化を図る。

経営状況の分析

- ◆全会員への巡回訪問
- ◆課題対応セミナーの開催
- ◆事業所調査
- ◆専門家と連携した経営分析

商品・サービスの需要動向、地域経済動向の情報収集・提供等

- ◆長岡市内景況調査、賃金実態調査の実施
- ◆業界団体の景況調査結果を共有
- ◆産業団体・振興委員との定例会議による情報収集
- ◆業界新聞を活用した情報収集と提供

事業計画の策定支援と指導・助言

- ◆事業計画作成セミナーを通じて実施
- ◆融資制度の斡旋や補助金申請を通じて実施
- ◆巡回・専門相談を通じて実施
- ◆策定後のフォローアップ支援
- ◆創業支援と創業後 5 年未満の事業者への支援

広報、商談会、展示会等の開催・参加  
IT 活用等の需要の開拓

- ◆首都圏で開催される展示会への出展
- ◆ものづくり技術ガイドブックの作製・配布
- ◆地元消費を喚起するクーポン事業の実施
- ◆中心市街地でのマルシェの開催
- ◆中心市街地でのまちゼミの開催
- ◆ビジネス活動助成事業の実施

支援機関との連携

- ・経済・産業連携会議
- ・創業応援ネットワーク
- ・地域CCI・商工会との情報交換

地域の活性化

- ・長岡野菜の普及・促進
- ・祭りを通じた観光振興
- ・健康・医療・福祉研究会

経営指導員等の資質向上

- ・キャリアアップ研修
- ・共済制度の普及を通じた営業研修
- ・経営指導員連絡会議

事業の検証・評価・見直し

・「事業評価・改善会議」を設置。事業の評価と見直しをし、正副会頭会議で承認を受ける。

小規模事業者経営発達支援融資の斡旋  
(限度額 7,200 万円 基準金利-0.4%)

伴走型小規模事業者支援推進事業の活用  
(定額補助 上限額 1,000 万円)